

第9章

歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 体制整備の方針

①文化財保護主管課と庁内各課ならびに関係機関や兵庫県、その他の団体の連携体制を整備する、②歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けた市民との協働体制を整備する、の2点を方針とする。

2. 明石市の体制

文化財保護主管課である文化振興課ならびに庁内各課、市内の関係機関、文化財所有者をはじめとした団体など、兵庫県教育委員会などで構成される協議会を組織する。また、計画の進捗を適宜、文化財保護審議会に報告する。

3. 市民との協働体制

各主体がそれぞれの役割を認識して取り組むとともに、市民や文化財所有者などによる取り組みをより一層効果的に推進するために、行政は必要な支援を進める。

第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

1. 体制整備の方針

本市における歴史文化遺産の保存・活用を推進するため、次に示す方針で体制整備を図る。

歴史文化遺産の保存・活用の推進に係る体制整備の方針

- ①明石市文化財保護主管課と庁内各課ならびに関係機関や兵庫県、その他の団体が連携して、歴史文化遺産の保存・活用を推進する体制を整備する。
- ②歴史文化遺産の保存・活用の推進に向けた市民との協働体制を整備する。

2. 明石市の体制

文化財保護主管課である明石市文化振興課ならびに庁内各課、市内の関係機関、文化財所有者をはじめとした団体など、兵庫県教育委員会などで構成される協議会を表9-2のとおり組織する。また、計画の進捗を適宜、文化財保護審議会に報告する。

表9-1 歴史文化遺産の保存・活用に関する各主体の役割

明石市
①明石市市民生活局文化・スポーツ室文化振興課文化財係（文化財保護主管課） 職員数等：職員19名（うち文化財の専門職員5名） 業務内容：文化財に関すること。
②明石市政策局シティセールス推進室シティセールス課 業務内容：「時」、「海」、「歴史」などに関する市の魅力や施策の発信等に関すること。
③明石市都市局都市整備室都市総務課 業務内容：まちづくり活動、景観等に関すること。
④明石市教育委員会学校教育課 業務内容：学校教育活動の指導及び助言、教職員の研修等に関すること。
⑤その他各課：必要に応じて事業連携を行う。
明石市関係機関
①明石商工会議所 業務内容：商工業に関する各種調査研究、情報収集・提供・商工技能育成、研修事業、各種企業相談等。
②一般社団法人明石観光協会 業務内容：観光に関する情報提供、情報発信、「あかし案内所」の運営等。
団体等
①各文化財保存会：指定文化財ならびに未指定の歴史文化遺産の保存・活用に関する諸活動団体。
②ひょうごヘリテージ機構 H20：歴史文化遺産の調査・研究・情報発信を主とする活動団体。
③兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会：巨樹・巨木などの天然記念物の保全・活用団体。
④兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会：県内の歴史的な庭園などの保存・活用団体。
⑤歴史資料ネットワーク：歴史資料保全のための諸活動を主とする団体。
⑥兵庫県建築士会：建築文化の進展並びに建築の専門家としての社会貢献をはかる団体。
兵庫県及び県関係機関
①兵庫県教育委員会文化財課 業務内容：文化財保存調査、文化財の普及と活用、文化財の保存と整備、埋蔵文化財に関する行政手続き等。
②兵庫県立考古博物館 業務内容：県内の遺跡及び考古資料の調査研究及び成果の活用等。
③兵庫県立歴史博物館 ひょうご歴史研究室 業務内容：県内の郷土の歴史学習、教育、学術の発展に関すること。地域史研究及び成果の普及・活用等。

表9-2 明石市文化財保存活用協議会の構成

区分	構成員
明石市	市民生活局文化・スポーツ室文化振興課～文化財保存・活用主管課～
	政策局シティセールス推進室シティセールス課
	都市局都市整備室都市総務課
	教育委員会学校教育課
関係機関	明石商工会議所
	一般社団法人明石観光協会
指導委員等	当面は指定しない
その他 民間団体	校区まちづくり組織
	各文化財保存会
県関係機関	兵庫県教育委員会
連携する関係委員会・機関・団体等	兵庫県立考古博物館、兵庫県立歴史博物館ならびにひょうご歴史研究室
	ひょうごヘリテージ機構 H20 他ヘリテージマネージャー会、兵庫県建築士会
	歴史資料ネットワーク※

※平成7（1995）年2月4日関西に拠点を置く大阪歴史学会、日本史研究会、大阪歴史科学協議会、京都民科歴史部会、神戸大学史学研究会、神戸女子大史学会などの歴史学会を中心に、阪神大震災で被災した歴史資料保全のために歴史資料保全情報ネットワークとして開設（平成8（1996）年4月に歴史資料ネットワークと改称）。若手を中心に大学教員や院生・学生、史料保存機関職員、地域の歴史研究者などがボランティアとして参加する団体で、神戸大学文学部地域連携センター内に事務局を置く。（平成14（2002）年5月改組後の正式名称も「歴史資料ネットワーク」）

3. 市民との協働体制

本地域計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を認識して取り組むとともに、市民や文化財所有者等による取り組みをより一層効果的に推進するために、行政は必要な支援をする。

地域計画推進にあたっての各主体の役割

○ 市民（市民、文化財所有者、歴史文化遺産の保存・活用に関心を寄せる企業市民等）

- ・市民一人ひとりが歴史文化の保存・活用の担い手であることを認識し、身近な歴史文化遺産を大切にする。また、行政や専門家、各種団体の活動に協力・参加し、自らが暮らし、働く地域に誇りと愛着をもって、歴史文化遺産を育み、活かす。

○ 団体（校区まちづくり組織、ヘリテージマネージャーなど専門家団体、高等専門学校・大学などの研究機関等）

- ・校区まちづくり組織などは「明石市文化財保存活用協議会」と連携しながら、各校区の歴史文化遺産を活かしたまちづくりを推進する。
- ・各校区の歴史文化遺産に関わる活動団体は、校区の歴史文化遺産を学び、活かすとともに、情報発信や団体間の交流などに積極的に取り組み、活動のより一層の充実に努める。
- ・高等専門学校・大学など研究機関や専門家は、本市の歴史文化遺産に係る調査・研究を継続的に実施して、その魅力を深めるとともに、成果を分かりやすく発信することで、市民を中心とした活動の原動力となるよう、支援する。

○ 行政（明石市）

- ・関係する部局や兵庫県、歴史文化遺産のテーマに関連する自治体などと連携して、計画的な取り組みを推進し、本市の歴史文化遺産の価値や魅力の維持・向上を図るとともに、本市のブランド力の向上、観光や産業の振興、定住促進、福祉や教育分野の展開などへと取り組みを進める。
- ・各主体の取り組みを支援するための制度や事業などの仕組みを整える。
- ・今後の歴史文化遺産の保存・活用に関する取り組みを推進するため、必要に応じて歴史文化遺産保存活用支援団体（文化財保護法第192条の2の「文化財保存活用支援団体」）を指定する。